

岩手県告示第 67 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 1 月 26 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 軽米名川線

(2) 供用開始の区間 九戸郡軽米町大字晴山第 15 地割字小手屋森 81 番 1 地先から 79 番地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 26 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 26 日から同年 2 月 26 日まで

2(1) 路線名 大川松草線

(2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町大川字舞の子 19 番 3 地先から 160 番 52 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 26 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 19 年 1 月 26 日から同年 2 月 26 日まで

3(1) 路線名 安家玉川線

(2) 供用開始の区間 九戸郡野田村大字玉川第 1 地割字根井 48 番 2 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 1 月 26 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 1 月 26 日から同年 2 月 26 日まで